

## 2019年度以降に科目等履修制度により教員免許の取得を希望する方へ

2019（平成31）年4月1日より、教育職員免許法並びに同施行規則の改正が施行されることに伴い、教員免許状を取得するための科目・単位数が変更されます。

このため、2019年3月31日時点で教員免許状の所要資格を得ていない方が、**2019年4月1日以降に科目等履修生として不足単位を修得する場合、改正後の新法に基づき、追加で科目を修得する必要があります。**（下記2参照）

本件については、2018年2月にもお知らせいたしました。その後、文部科学省よりその取り扱いを下記1のとおり変更する旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

## 1 取り扱いの変更について

## 【変更前】

2019年度以降は、すべての科目等履修生が、改正後の新法に基づく修得が必要。

## 【変更後】

2019年3月31日時点で教職課程を有する学科等の科目等履修生としての身分を有し、2019年4月1日以降も**引き続き**（注1）教職課程の科目を履修する場合には、**改正前の旧法に基づく修得を可能とする。**

（注1）教員免許の所要資格を得るまでは、学期を空けず科目等履修生として在籍する必要がある。学籍に空白期間が生じた場合は、新法に基づく修得が必要になる。

## 2 【新法に基づき修得する場合】追加修得が必要となる法定科目区分と変更内容

※2018年2月にお知らせした内容と変更ありません。

免許状の種類	追加修得が必要な法定上の科目区分	変更内容	本学における開設予定科目	単位数
中一種	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	新設	特別支援教育論（注1）	1
	総合的な学習の時間の指導法	新設	総合的な学習の時間の指導法（注1）	1
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	必修単位数の変更 （改正前4単位→ 改正後8単位）	教科教育法（一） 教科教育法（二） 教科教育法（三）（注2） 教科教育法（四）	2 2 2 2
高一種	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	新設	特別支援教育論（注1）	1
	総合的な学習の時間の指導法	新設	総合的な学習の時間の指導法（注1）	1

（注1）「特別支援教育論」「総合的な学習の時間の指導法」は、2019年度以降入学生の3年次配当科目として開講するため、2021年度より開講予定です。**2019年度・2020年度に、本学でこれらの科目を履修することはできません。**なお、開講年度については、今後、示される経過措置の取り扱いを踏まえ、見直しする場合があります。

（注2）教科教育法は、取得を希望する免許教科ごとに修得が必要です。「職業指導科教育法（三）」「職業指導科教育法（四）」は2021年度より開講予定です。

上記内容については、文部科学省の今後の方針変更等により変更になる場合があります。